

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：大規模災害と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員及び連携会員
3	設置目的	<p>近年、東日本大震災、御嶽山の噴火、熊本大震災等が立て続けに発生した。また、近い将来、富士山噴火の可能性も取り沙汰されており、首都直下地震、東海地震、東南海地震等の発生確率は、いずれも今後30年間で70%を超えるとされる。</p> <p>こうした中、大規模災害時に備えた法の整備は必ずしも十分ではない。東日本大震災後には、復興基本法をはじめとして関連法律が多数作られたが、いずれも当該災害に限った特例法であり、恒久的な法整備とはいえない。また、これまでの法の整備では、いずれも法的対応が後手後手に回っている。</p> <p>そこで、近い将来に考えうる大規模災害を想定して、現行の法制度を再点検し、所管省庁の枠を超えた、恒久的な大規模災害対策に関する法の姿を探ってみたい。とりわけ、災害が生じた後の復興に要する人的・物的負担をあらかじめ最小化するという観点にフォーカスをあてる。</p> <p>検討すべき範囲は、法分野の多くの領域にわたるほか、都市計画、建築土木、保険システム等の試験も総合する必要がある。そこで、第1部の会員及び連携会員のほか、第3部の会員及び連携会員にも、参加を呼びかける。</p> <p>最終的な本分科会の目的は、将来の大規模災害を想定した実効的かつ具体的な法のあり方を検討し、シンポジウムの開催等や意見の発出につなげることである。</p>
4	審議事項	<p>1. 行政法、民事実体法、民事手続法、保険法など</p> <p>2. 都市計画、土木建築、交通システムなど</p> <p>3. その他(参加者の関心に合わせて、適宜、追加的に問題を取り上げる)</p> <p>に係る審議に関すること。</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日

6	備	考	
---	---	---	--